

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	おこつべちよう	ふりがな	さるちくかっせいけいかく
計画主体名	興部町	活性化計画名	沙留地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和2年度～ 令和2年度～	総事業費(交付金)	135,300千円(61,500千円)
活性化計画目標	定住人口の維持・増加	事業活用活性化計画目標	農山漁村への定住促進 定住人口の維持増加→転入者平均8人増 座学研修会参加者平均40人増

計画主体 確認の日付	令和2年2月18日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-----------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか 事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか 活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	活性化計画は、農業担い手の研修の場の確保及び新規就農者へ繋ぎ、農家戸数の維持、定住人口の確保を目指すもので、法の趣旨・目的である定住人口の定住促進及び基本方針に適合している。 全国各地から新規就農希望者を受け入れ、研修・教育・指導を通して農業担い手を確保・育成していくことにより、農業就労者の確保、定住を促進することは、事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定として、妥当である。 農業就労者の確保により定住を促進することは、活性化計画の目

	るか。			標と事業活用活性化計画目標との整合がとれている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		H24～H28 で実施した豊野地区活性化計画は目標を達成して終了している。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		活性化計画の区域は興部町農業振興地域整備計画区域としており、計画策定にあたり「第6期興部町総合計画」及び「興部町農業経営基盤強化促進基本構想」との整合性を保つなど、関係計画・関係施策との連携が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		本計画は農業関係者及び地域住民の要望を基調としたものであり、関係者との十分な協議に基づいたものである。
1-5	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		北オホーツク農業協同組合出資型生産法人設立準備委員会を経て、設立委員会に農協女性部役員に参加頂き、協議了承を得ている。
1-6	事業の推進体制は確立されているか	○		活性化計画は町、事業主体は㈱Farmto-mo であり、農協及び関係機関と連携を図り事業推進体制を確立している。
1-7	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		活性化計画は町、事業主体は㈱Farmto-mo であり、農協及び関係機関と連携を図り事業推進体制を確立している。
1-8	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、 地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	○		興部町総合戦略と整合性が取れている。
1-9	計画期間・実施期間は適切か	○		活性化計画期間は R2～R6 の5年間、事業実施期間は1年間であり、整備後、直ちに効果の発現が考えづらい計画であるため、計画期間を5か年とするのが適切である。
1-10	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく許可については、許可済みである。
1-11	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		建築確認申請については、実施設計後申請予定である。
1-12	活性化計画区域の設定は適切か	○		事業費 123,000 千円（税抜き）×交付額算定交付率 1/2＝61,500 千円で交付限度額の範囲内である。
1-13	活性化計画区域及び用途地域は存在せず、沙留地区全域を	○		沙留地区に市街化区域及び用途地域は存在せず、沙留地区全域を

					計画区域としている。 農林従事者割合=74名/580名=12.7%
--	--	--	--	--	--------------------------------------

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか	○		自力や他の助成からの切り替えではなく、今回新規に取り組み事業である。
2-2	土木・建築構造等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づき構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		実施設計において、各種関係法令に基づき構造計算を行い安全性を確保するとともに、建築基準法に基づき建築確認申請の許可を受け、建設にあたっては施工監理委託し品質及び安全性を確保します。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉔の都市農山漁村総合交流促進施設、㉕の木材活用促進施設、㉖の地域資源活用交流促進施設、㉗の地域連携販売力強化施設、㉘の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉙の教養文化・知識習得施設、㉚の地域資源活用起業支援施設及び㉛の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	—		該当なし
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づき耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	○		実施設計において、各種関係法令に基づき構造計算を行い安全性を確保する。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—		該当なし

2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○		当該事業により整備する施設については、いずれも耐用年数5年以上の施設である。研修棟24年 宿泊滞在施設22年
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか 費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか） 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○		農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき算定した。 上記による算定の結果、1.0以上である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		実施要領の別表2における交付対象事業は「新規就業者等技術習得管理施設」、事業メニューは「⑨新規就業者等技術習得管理施設」、要件類別は「農山漁村定住対策型」である。 事業内容は1の(1)で地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農林水産業等の確立による農林漁業等の振興のために必要な生産基盤・生産機械施設等の整備である。 対象地域となる農山漁村町全域は過疎地域自立促進特別措置法・山村振興法・豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された地域であり、事業実施主体は農林漁業者が組織する団体である。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		事業実施主体：㈱Farmto-mo であるが、興部町も含め2町、6事業者が出資しており、個人に対する交付ではない。また、研修機能を備えた生産牧場と一体的に整備する計画であるため目的外使用はない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—		該当なし

	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか			近隣市町村に類似施設は存在しない。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		事業実施主体 榑Farmto-mo の取締役会にて検討している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		事業実施主体 榑Farmto-mo の取締役会の他、各集落の代表者や行政、NOSAI、普及センター、青年部、女性部を含めた運営委員会、組合員全体を対象にした懇談会にて検討している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	—		該当なし
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		事業実施主体 榑Farmto-mo の運営委員会には、JA 女性部に参画しており、建設後の運営や研修生の指導にも参画していただく。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		土地改良事業等請負工事の価格積算要領、施設機械積算要領及び北海道の営繕工事積算等に基づいた見積もりを使用して積算している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		事前に事業計画の段階で類似施設等を参考にし、十分比較検討を行い、コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		附帯施設は交付対象としていない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		備品は交付対象としていない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設定目的から勘案して適正か	○		事業主体榑Farmto-mo が整備される敷地内に研修棟を整備し、通勤範囲内に宿泊滞在施設の整備を予定していることから適正である。

2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		研修棟の用地は、(株)Farmto-mo が牧場の整備を予定している農業用施設用地で賃貸契約済みであり、宿泊滞在施設の用地は、令和2年3月末までに売買を完了する予定である。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	—		該当なし
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに⑭処理加工・集出荷貯蔵施設の⑯農林水産物処理加工施設及び⑰農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡの1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	○		・研修棟 215.3㎡ ・宿泊滞在施設 456.84㎡
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	○		研修棟 215.30㎡×290,000円=62,487,000円>41,250,000円 宿泊滞在施設 456.84㎡×290,000円=132,483,600円>94,050,000円 であり、29万円以下となっている。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか 地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか 生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—		該当なし 該当なし

	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	—	事業主体側Farmto-moは農業経営基盤強化法に基づき認定農業者に認定済みであり、日本政策金融公庫 農業経営基盤強化資金を活用する。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	—	一般競争入札を行う予定である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか	○	維持管理については、事業主体側Farmto-moにより施設の使用規則等を定め、適正な維持管理に努める。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
2-19	他の事業との合休施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	—	該当なし
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	地域活性化のための施設整備であり、他の施策の交付対象とはならない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優	—	該当なし

	先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）			
--	---	--	--	--

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。